CC1-7114
別紙様式第 15

酒 税

収　受　印

令和　　年　　月　　日

財務大臣　　殿

酒類業組合（連合会、中央会）の名称及び所在地

酒類業組合（連合会、中央会）を代表する理事
氏名

酒類業組合（連合会、中央会）の組合員（会員）名簿異動書

下記のとおり酒類業組合（連合会、中央会）の組合員（会員）名簿の記載事項に異動がありますので、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 87 条の 2 第 2 項第 1 号の規定により、提出します。

記

1　酒類業組合（連合会、中央会）の名称

2　酒類業組合（連合会、中央会）の所在地

3　酒類業組合（連合会、中央会）の地区

4　異動事項

5　異動年月日
年　　月　　日

酒類業組合（連合会、中央会）の組合員（会員）名簿異動書（CC1-7114）の記載要領

1　この異動書は､酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 87 条の 2 第 2 項第 1 号の規定により、組合員名簿又は会員名簿の記載事項に異動がある場合に使用してください。

2　この異動書は、通常総会終了の日から２週間以内に次の区分により提出してください。

区　分	提　出　者	提　　出　　先
（１）	中央会又は一の国税局の管轄区域を超える地域をその地区とする酒類業組合	国税庁長官
（２）	連合会若しくは、⑴以外の酒類業組合で一の都道府県の区域又は一の都道府県の区域よりも広い区域をその地区とする酒類業組合	連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する国税局長 （連合会又は酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該連合会又は酒類業組合の地区外にあるときは、その連合会又は酒類業組合の地区の所轄国税局長）
（３）	(1)及び(2)以外の酒類業組合	酒類業組合の主たる事務所の所在地を所轄する税務署長 （酒類業組合の主たる事務所の所在地が、当該酒類業組合の地区外にあるときは、その酒類業組合の地区の所轄税務署長）